

福祉国家体制の見直しとサッチャーの登場

「ナショナル・ミニマム」を目指す福祉国家体制とは、国民の最低限度の生活の保障を国家が行うことである。しかし、その体制の見直しは、生みの親であるイギリスで生じた。イギリスでは、1950年代から60年代にかけて、保守党と労働党の保革の間で、福祉国家制度を堅持する政策に対立は生じなかった。しかし、1970年代に入り、オイルショックによって、先進諸国の経済成長に陰りがみえるようになると、福祉国家体制に対する批判が出てくるようになる。

行政が一元的に管理する福祉制度の硬直したサービスでは、多様化するニーズに応じることができないことや、官僚制による専門職の権力性などに対して批判が向けられた。また、社会福祉制度の充実、国民の国家への依存度を高め、経済成長に必要な新規事業を生み出すことを阻害しているという批判も生まれた。本来、福祉国家体制は、所得再分配による互酬性を形にしたものだが、社会システムに組み込まれることで、人びとがたすけ合っている自覚を持つことが難しくなってくる。こうした福祉国家体制に対する国民の信頼が崩れる中で登場したのが、マーガレット・サッチャーだった。

サッチャーは、1979年にイギリスの首相につくと、福祉国家体制の見直しを推し進めた。「この世に社会はない。あるのは個々の男と女だけだ」という有名な彼女の発言にみられるように、福祉国家によるサービスが、国民の自助努力の精神を破壊したと主張した。この言葉は、2020年、ジョンソン元首相が、新型コロナウイルスに感染した際に「社会は、たしかにあった」と発言したことで再注目された。個人の自助努力に加えて、家族・地域の相互扶助を強調するサッチャーの新保守主義と呼ばれる思想と相性のよい経済思想が、新自由主義である。

新自由主義とサッチャーのコミュニティケア改革

新自由主義は、国家による市場への介入を最低限にするべきという思想の元で、規制緩和、民営化の政策を実施し、国家の役割を小さくすることを目指す経済思想である。福祉国家体制においては、医療・教育・福祉といったサービスを権利保障として国家が担ってきたが、規制緩和、民営化により、市場原理を導入することで、国民は、行政による硬直したサービスではなく、安価で選択肢に恵まれたサービス利用が可能になるとされた。

「新自由主義」の何が「新しさ」となるのかを整理すれば、社会福祉への影響も見えやすい。元来、自由主義は、アダム・スミスが特権的な商人を国家が保護していた重商主義を批判し、「神の見えざる手」によって調整される市場に任せるべきとするものである。その後、自由主義は、失業や貧困、格差といった社会問題を新たに生み出し、世界恐慌や、二度の世界大戦の要因となった。

その対応として、市場原理の調整が必要とされ、ケインズ主義を背景にして国家による権利保障の仕組みをつくりあげてきた。新自由主義は、自由主義が生む矛盾への対応として

積み上げてきた医療・教育・福祉をはじめとした権利保障の制度サービスを、市場に開放し、再度、自由放任のもとで、経済の活性化を図ろうとするものであったといえる。

実際にサッチャーによっておこなわれたイギリスの社会福祉改革をみていくと、代表的なものにコミュニティケア改革が挙げられる。規制緩和により民間企業やボランティア組織など、多様な供給主体の参入を可能にし、国家が一元的に管理してきた社会福祉サービスの担い手を増やしていった。これは福祉多元主義と呼ばれる。これにより、高齢者や、障害者、疾病を抱える人が、住み慣れた地域の家庭的な環境の中で、自身が選択したサービスにより、できる限り自立した生活を目指すコミュニティづくりが目指された。これは、家族や地域の相互扶助を再生させようとするサッチャーの思想とも親和性が高く、地域での「たすけあい」「支え合い」を目指す方向性は国民にも受け入れやすいものであったといえる。具体的にコミュニティケア改革を支える、ケア・パッケージの手法として採用されたのがケアマネジメントであった。

ケアマネジメントの導入による社会福祉の変質

ケアマネジメントは、一人ひとりが、地域の多様な供給主体から提供される福祉サービスを組み合わせ、ケアを受ける手法である。日本では、2000年の介護保険法により導入された。このケアマネジメントの導入によって、社会福祉のあり方は大きく変質することになる。

まずは、利用者と専門職の関係性の変化である。福祉サービスの利用者が、消費者となることで、ソーシャルワーカーはじめ専門職と利用者の関係性も対等なものとなった。一方で、利用者が自らケアを選択することにより、その責任の所在が、利用者本人へと移っていった。次に、事業所は、ケアの提供に応じて報酬を受け取るようになり、多様化する事業所間での競争が生まれるようになった。これは福祉サービスの質の向上に寄与する一方で、過剰な競争は、コストの高さによる利用者の選別（クリーム・スキニング）につながってしまう。最後にソーシャルワーカーはじめ専門職は、利用者の契約に関する事務処理に追われるようになり、業務がより管理的なものへと変容していった。

新自由主義に基づく社会福祉改革は、「公助」よりも「自助・共助」を強調することで、多様化する福祉ニーズへの対応をおこなってきた。しかしながら、福祉サービスを必要とする人自らが、支援を求めなければ受けることができない申請主義につながり、自己責任を強めるものとなった。貧困を、個人の責任ではなく、社会問題として捉えるところからはじまった社会福祉だが、硬直化した福祉国家体制の見直しの中で、権利保障としての社会福祉は、サービスとして購入するものへと変質した。

2020年代に入ってなお、この影響下の中で私たちは暮らしている。少子高齢化、人口減少といった課題を抱える日本にあって、今後の社会福祉の展望は、まだ見えていない状態にあるといえよう。